

令和5年度 学校生活のきまり

雄島小学校

本校では、学校での生活や決まりについて、下記のように指導していきます。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

I 身なり 清潔な服装と身だしなみを心がけよう。

[制服]

冬期(10月～5月)	夏期(6月～9月)
上下黒の学生服 (半ズボンでもよい) セーラー服・青色のネクタイ・紺のひだスカート・ズボン	上下とも自由服でよいが、派手でない服を着用する。 ミニスカート、ノースリーブ、ショートパンツなど肌の露出が多いものはさける。靴下はワンポイント可。

- スカートはひざがかかる程度の丈にする。
- 移行期間は気温にあわせて上着(学生服・セーラー服)を着なくともよい。5月と10月の2週間程度。
- 登下校時は制服で、黄色の安全帽を着用する。体育時は赤白帽子を着用する。
- 冬期は、学生服やセーラー服の下に着る服は、派手でないものを着用する。
また、体に合った大きさのものを着用する。(シャツ出しあしない。)
ハイネックや裾の長いものなど、学生服やセーラー服から過度にはみ出す服は着ない。
- 雨の日はカッパの着用を推奨する。4～6年生は傘を使用してもよい。
- 靴下は白、黒、紺を着用する。ワンポイント可。
くるぶしが露出する短いものや膝までの長いものは着用しない。
- タイツやレギンスは黒色を着用する。
- ミサンガはしない。

[体操服]

- 学校指定のトレーニングウェアを着用する。
- 活動着として、1時間目終了後、体操服に着替える。
体操服は左胸に小ゼッケンをつける。(シャツ出しあしない。)

[はきもの]

内ズック	外ズック
白地(色ライン可)のものをはく。紐が結べる児童は、紐ズック(白地・色ライン可)でもよい。つま先に名前を書く。	内ズックと同じであるが、かかとに黒い線を引いて区別する。つま先に名前を書く。

- 登下校用のはきものは、歩きやすく華美でないものをはく。
(防寒・防水・防雪にそぐわないもの、歩くのに危険なものははかない。)
- 下足箱には、登下校用のはきものは下に、内ズックは上におく。
- はきものはスリッパばきをしない。(危険防止)

[髪型]

後ろは肩にかかる長さにし、肩にかかる場合は結ぶ。
ヘアピンや結ぶひもは黒・紺・茶とする。

- 小学生らしい髪型にする。パーマをかけたり、染めたりしない。
- 前髪は目にかかるようにする。(目の健康のため)

[その他]

- 寒い時期は、ネックウォーマー、手袋を使ってよい。
マフラーは使わない。(危険防止のため)

2 学校での生活・礼儀

- 先生や友達、お客さんには大きな声で元気よくあいさつをする。
- 掃除の時間は、しゃべらずに一生懸命に掃除をする。
- 廊下は走らず、静かに歩く。
- 用がないのに特別教室や倉庫などには入らないこと。体育館ステージやその裏では遊ばない。
- 職員室や校長室などには「失礼します。」「失礼しました。」と、礼儀正しくあいさつをして出入りする。
- ボール・一輪車・竹馬・なわとび・図書室の本など使った物や借りた物は、責任を持って後始末する。
- 危険な遊びをしない。
- 集会の時は、口を閉じて静かに集合する。教室に戻る時も、学級や縦割り班ごとに静かに並んで歩く。

3 持ち物など

- 教科書やノートなどの持ち運びには、ランドセルを使う。
- 持ち物には名前を書いて大切にする。
- 体操服入れ袋、給食袋、ズック袋などを準備する。
- 学習は鉛筆を使い、シャープペンシルは使わない。文具類も必要以上に飾りのついた物は学校に持つてこない。筆箱にキーホルダーなどは付けない。
- 必要以外のお金(集金やゼッケンを買うお金は除く)は、学校へ持つてこない。
- 学習に関係のない遊び道具やおかし類、貴重品などを学校へ持つてこない。ランドセルにキーホルダーなどはつけないようにしましょう。(防犯ブザーやバスの乗車証などは除く)

4 集団登下校・バス乗車に関して

- 夏季(4月～11月・3月)は集団登校(梶・崎・浜地はバス通学)、冬季(12月～2月)はバス登校(陣ヶ岡、マリンタウン崎を除く)を行う。
- 年間を通して7:30～7:50に学校に到着するように集団登校を行う。
- 地区および班ごとに集まり、安全に注意して集団登下校を行い、バス乗車時も安全に注意して行動する。
- バス乗車の際は、順序良く決まった場所に並び、押し合ったり、騒いだりしない。

5 その他

- 家に帰ってからは、交通安全に注意し生活する。交通安全の約束を各家庭で決めておく。
- 自転車の乗り方、乗る範囲については保護者の判断によるものとする。
(学校では原則として低学年は道路では乗らない、中学年は地区内、高学年は校区内で乗るという指導をしています。また、令和5年4月から、ヘルメットの着用が努力義務化されています。令和4年7月からは、自転車に乗る際には、保険への加入が義務づけられています。ご注意ください。)
- 地域社会(子ども会・PTA・坂井市等)の行事などに積極的に参加する。
- 公共のルールを守り、人の迷惑になる行動や危険な遊びをしないように心がける。
- 一人で帰ったり、遊びに行ったりすると、思わぬ事故や事件に巻き込まれることもあるので、一人では行動しないようにする。